

令和 8 年

第 3 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 8 年 4 月 24 日
至 令和 8 年 4 月 24 日

飯 舘 村 議 会

令和 8 年第 3 回飯館村議会臨時会会期日程

(会期 1 日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第 1 日	4 . 24	金	本会議	午前11時00分	開 会 諸般の報告 1 . 会議録署名議員の指名 2 . 会期の決定 3 . 村長の提案理由の説明 4 . 議案審議 閉 会

令和 8 年 4 月 2 4 日

令和 8 年第 3 回 飯 舘 村 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第 1 号)

令和8年第3回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和8年4月24日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和8年4月24日 午前11時00分				
時及び宣告	閉会	令和8年4月24日 午前11時51分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 勝 見	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	高 橋 孝 雄	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	佐 藤 眞 弘	○
署名議員	1 番 佐 藤 勝 見		2 番 横 山 秀 人			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 糯田文也		書 記 藤井慎悟	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	中 川 喜 昭	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	山 田 敬 行	○	健 康 福 祉 課 長	今 野 智 和	○
	産 業 振 興 課 長	松 下 貴 雄	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	高 橋 澄 子	○	教 育 課 長	三 瓶 真	○
	生 涯 学 習 課 長	荒 真一郎	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 下 貴 雄	○
	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 会 長	原 田 直 志	△
	代 表 監 査 委 員	松 田 敏 行	○	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和8年4月24日（金）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第30号 令和8年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第31号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 深谷地区産業団地整備旧飯舘校等解体工事（Ⅱ期）請負契約について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤眞弘君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和8年第3回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件2件、その他案件1件、計4件であります。

次に、総務文教常任委員会が4月15日に、産業厚生常任委員会が4月20日に所管事務調査のため開かれております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。4月3日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会並びに高速自動車道整備促進特別委員会が開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和8年2月、3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤勝見君、2番 横山秀人君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、村長提出の議案第30号から議案第33号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和8年第3回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、水稻育苗施設整備事業に係る計画が認可されたことに伴う補正予算と、深谷地区産業団地整備旧飯舘校等解体工事（Ⅱ期）請負契約について議会の承認をいただきたく、招集したものであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第30号は、令和8年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）です。既定予算総額に1億9,135万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を162億635万円としました。被災地域農業復興総合支援事業、水稻育苗施設整備事業に係る経費について計上するものです。

議案第31号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例です。これは、地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、飯舘村税条例に関する条項を改めるものです。

議案第32号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。これは、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する令和8年度の軽自動車税について、帰還困難区域は引き続き減免を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第33号は、深谷地区産業団地整備旧飯舘校等解体工事（Ⅱ期）請負契約についてです。去る4月20日に8者による指名競争入札を行った結果、斎藤運輸工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億8,150万円です。

以上が提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時06分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

◎日程第4、議案第30号 令和8年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第4、議案第30号令和8年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） では、補正予算案について質問いたします。

今回、資料ナンバー3の13ページ、水稻育苗施設建築工事ということで、1億9,000万円ほどの事業費が計上されております。水稻育苗施設については、当初予算の中で、造成費

が2億9,000万円、そして建築費が6億490万円と、既に8億9,000万円ほどの予算が計上されている上に、今回1億9,000万円がさらに計上されるということでありまして、10億円を超える育苗施設になるわけでありまして、そこで、2点質問いたします。

まず、この約2億円の工事費増額によって、例えば生産量が増えるとか、あとは作業効率がよくなって作業人員の減少が見込めるとか、そういう理由があるのかどうか、これまず1点。

もう一点につきましては、これの所有は村になると思うんですけども、建物を造れば必ず維持費、修繕費等というのがかかってくると。公共施設等整備計画の文面を読むと、大体かけたお金の2倍とか3倍とか、かかる可能性もあるということを素直に読めば、将来、億単位の村からの維持補修費がかかるのかなと考えられます。これらについて、村ではきちんと、経費のおよその支出年度のシミュレーション等を行っているのか、確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今、横山議員のご質問でございますが、今回の約2億円近くの増額ということでございますが、実際今回、当初予算で予算を計上しておったんですが、その予算要求のときまでは、ほぼほぼ設計は固まっております、当初予算を計上したんですが、利用するJAさんだったり農家さん等の意見を聞きまして、よりよい効率が上がる施設がいいということもありまして、若干、中のプラント等での仕様等の変更によっての今回の増額という形になってございます。

もう一つの質問の将来的にわたる負担、維持に係る部分の費用ということでございますが、この施設に関しましては、管理運営をJAさんをお願いする形になるかと思っております。

その中で、あそこで苗を育てる、管理をするということで、多分利用料金が発生するのかなということもありまして、それをうまく多分、運営資金として活用しまして、JAさんで運営していくと思っております。

また、大規模な修繕等がもしあった場合は、村としても補助という形においての支出が出てくるのかなと思っているところでございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 今の答弁で効率が上がる対策を取るということで、こちら分かりました。

あと、先ほどの育苗施設の将来の維持経費に関してであります、小規模なところはJAさんが行う予定、大規模なことについては村が行うと。例えばビニールハウスというのは、どれぐらいの張り替え計画、予定ということであって、どれぐらいの規模額になるのかなというのが分かるのであれば、ご説明をお願いします。

村長（杉岡 誠君） この事業は被災地域農業復興総合支援事業という名前でありまして、避難後、村外でも実はこの事業を活用しておりますが、国で4分の3、お金が農水省から出て、あと復興特交で補填されることによって実質100%という事業であります。

村の財産として整備せざるを得ないので村で整備をしますが、それを受託する先として、村としては無償で、村としてお金出さないで管理委託をしますと、その代わりその方は無償で受託をして、きちっと管理をして維持管理をしていくという無償賃貸借と管理委託契

約を合わせた契約書を結ぶことになっておりますので、お互いにそこにはお金は生じないとなっております。

それで、大規模な修繕という言い方がありましたけれども、契約書の中には、村が保険に入ります。町村有共済というのがあるんですが、その共済に入りますので、その保険の対象内のものは村で対処しますという契約書になっておりまして、それ以外のものについては借りている側で、すべからく現状維持をしてくださいというものです。

それ以外に例えば災害、大規模な災害等で壊れた場合については、過去もありましたが、大雪とか、大雨とか、台風とかありましたけれども、そういうときは農水省の事業があったりしますので、その事業主体として村の施設を村自身が直すことができるものですから、そういう場合は補助金を使って直したという経緯はありますが、基本的にはそれを運営する側、今回は農協さんであります、農協さんで全ての通常のビニールの張り替えとか簡易なものについても経常の維持運営の中でするものですから、村側でお金を出すということはないという想定をしております。

以上であります。

2 番（横山秀人君） やはり将来にわたる経費負担というのは、そのときになってもめない形で、きちんと契約に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 総額、今回、10億円超えるという施設なので、この施設の活用の実態、今ほど横山議員への答弁にもありましたが、JAへ無償で貸し出して苗を作るということですけれども、それに伴っての雇用なんか、どのぐらい生まれたり、そして水稻の苗以外に、この施設を何か活用するなどということがあるのかどうか、その辺をまず伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回整備する育苗施設での雇用という部分でございますが、一応JAさんをお願いをして、JAさんからある程度、作業員を募集する形になるのかなと思っております。約五、六名の作業員の確保が見込めるのかなと村として考えているところでございます。

もう一つのビニールハウス、育苗が終わった後の利用の方法といったことでございますが、今ほどJAさんと協議を進めておりまして、育苗が終わった後、後作について今協議をしているところでございます。

8 番（佐藤八郎君） 村長からあったように、100%公費が来るのでということですが、せっかく10億円以上かけた施設、フル活用できればしていただいて、仕事を展開すれば雇用の場も生まれるので、その辺をきちんと活性化していく施設運営をぜひやっていただきたい。その辺で今、協議しているという答弁なので、ぜひその辺で村としては何か提案することは今、どんなことがあるんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 村としての提案ということでございますが、一応作物をまた、具体的な作物名とかはまだ決まっておりますが、例にしますとキュウリとか、あとは花のポットの育苗というか、そういうものを村としては考えていきたいなと思っております。

ころでございます。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

5 番（高橋孝雄君） 今の問題であります、この育苗センターについてですが、今現在、飯館村の米作農家は小高から苗を買って、それで作付をしております。実際、村で作るとすれば、金額的にどのぐらい安くなるのかをちょっと教えてください。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほどの質問でございますが、利用料金につきましては、今後、お願いする J A さんで決定するのかなと思ってございます。今ほどありましたように、今現在、小高から苗を運んでおりまして、1 箱当たり約 135 円の運賃がかかっている状況でございます。なので、村内でこういう育苗施設ができて苗を仕立てることができるとなれば、この運搬にかかる経費の部分は削減できるのかなと思っているところでございます。

5 番（高橋孝雄君） それで 135 円、これ今まで農家に村で出してくれたんです。村で補助金を出して、運賃を出してもらおうと。ですから、私申し上げているのが、地元で多額の金をかけて造るんですから、農家のために若干安くはならないか聞いているんですよ。

産業振興課長（松下貴雄君） 利用料金につきましては今後 J A さんと、どういう設定をしたほうがいいのかという部分で、今後協議する形になるのかなと思っているところでございます。

5 番（高橋孝雄君） できるだけ農家のために、いい苗を安く供給できる、そういう努力をしてください。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

4 番（飯畑秀夫君） 今のお話なんです、水稻育苗施設、苗だけでなく、いろいろ役場でも活用する、今課長から答弁ありましたとおり、キュウリ、花等を考えているということでもあります、それをやるに對しましても、このハウスを建てるに当たって設計段階で自動で水をやるのか最新の何か設備等が必要なかなと思うんですが、その設計段階はこれからやるということでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回この整備する目的としましては、水稻育苗施設のということでの設計になっておりまして、今後、後作で作るためのかん水だったりという設備に関しては今回の設計には入っておりませんでして、今後、後作の部分に関しては特段、設計をする計画は今のところ持っておりません。

4 番（飯畑秀夫君） 考えておりませんということではありますが、今ならまだ考えられるのかなと思うところであります。農業の新しく勉強して、そこで教える施設でもいいし、何かそういう活用できるように、今キュウリでも前田でキュウリを大きく作る人もいますし、中でキュウリとか花の勉強をさせる施設もいいのかなと思いますけれども、その辺は考えていないのか、お伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 育苗の後の後作の部分でございますが、今現在まだ J A さんと協議中でありまして、ハウス棟も 20 棟と、かなり多くのハウスがありますので、そのハウスの中でいろいろ研修ができるハウスとか、あとは野菜を作るとかという部分も含めて、今後 J A さんと協議をしていきたいと思っております。

4 番（飯畑秀夫君） せっかくの事業なので、10億円、これからもいろいろちゃんと考えてと
うか、村民のためになる、村のためになるように進めてもらいたいと思います。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 今議員がおっしゃられたとおり、いろいろな活用方法があるだろうとい
うことなので前向きに、担当課としては農協さんと協議をすると思いますが、この事業の
ちょっと性質上、国のお金100%なものですから、今認められているものは育苗施設とい
うことでありまして、その後作というものについても農協さんと何らかの協議になったら
ば国と協議をして、県も入りますけれども、協議をして、それが承認されないと実はでき
ないという、そういう仕組みになっておりますので、ちょっと村で、あるいは農協さんの
考えだけでは軽々にはできないというところは、ご承知おきいただきたいなと思います。

なお、やはりハウスは年の当初だけ使って、あと空かせておくということはなかなかも
ったいないですし、先ほど別の議員からのお話もあったとおり、やっぱり雇用が生まれる、
あるいは収益が生まれるというのは、村としても目指すところがありますので、そういっ
たものになるように、農協さんだけではなくて、県と国ともしっかりと協議をしてまいりた
いと考えております。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第31号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤眞弘君） 日程第5、議案第31号飯館村税条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。

これから質疑を行います。

2 番（横山秀人君） 続きまして、地方税の改正に伴う村の村税の課税について質問いたしま
す。資料は資料2の1ページ。2点質問いたします。

まず、個人村民税の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例ということで、これを読
みますと、今も継続されている課税特例であります。実際、村の方、何人の方が対象と
なって、令和8年現在、どれぐらいの金額の特例金額があるのか。これについては減収補
填、村の収入が減るので、国から減収補填があるのかの確認をいたします。

続きまして、3番、固定資産税の免税点の見直しと、家屋と償却資産が免税点が上がる
ことによって、こちらも固定資産税が減ると思われま。これに関しても、この減った減

収に関して、国から減収補填というものがきちんと担保されているのか、確認いたします。
住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 税条例改正のご質問２点であります。

まず１点目、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例であります。こちらにつきましては今現在、３戸の方が対象となっております。

ただ、具体的なその特例の額につきましては、申し訳ありませんが、今手元にありませんので、後ほど報告させていただければと思います。こちらにつきましてはの国からの補填はありません。

もう一点の固定資産税の免税点の見直しということでありまして、今回、免税点の引上げによりまして、今、令和８年度の情報を試算しましたところ、家屋につきましては、新たに対象になる方５０人、税額が１７万６,５００円。

それから、償却資産につきましては、新たに見直しの対象者が１０人、税額が２２万５,７００円ということで、合計４０万２,２００円ということであります。こちらにつきましても国からの財政補填はないということであります。

以上です。

２番（横山秀人君） どちらにとっても村の税収が減ることになるのかなということで、今試算では、やっぱり減ってしまうということであります。減る税収に関しては、きちんと国で面倒を見てほしいと、補填してほしいという形の要望的なことは、これから行うのか確認いたします。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 今ご質問ありましたとおり、そういった税額の減収につきましては、ほかの部分、後ほどの次の議案につきましては震災復興特別交付税ありますけれども、今ご質問あった２つについては、通常、全国的な一律の税法の見直しの部分でありまして、村として改めて個別に要望することは今の現段階では考えておりません。

以上です。

２番（横山秀人君） 分かりました。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６、議案第３２号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤眞弘君） 日程第６、議案第３２号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2 番（横山秀人君） こちらの対象となる台数について質問いたします。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 今回、軽自動車税の減免の対象台数は32台であります。
以上です。

2 番（横山秀人君） 32台ですと、多分既に帰還困難区域が解除されたところも該当されているのかなと思うんですけども、この帰還困難区域が解除されたところについては、何年度までこの減免が続く予定なのか伺います。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） こちらにつきましては先に、いわゆる長泥以外の19行政区（平成29年までに解除された）に当たっては、その翌年、平成29年、平成30年、平成31年と3年間、減免がありました。でありますので、この長泥につきましても、令和5年5月に解除された区域につきましては、令和6年、令和7年、令和8年ということで、本年度が最終年度であります。

なお、令和7年3月に特定復興再生拠点区域になった区域等につきましては、まだ減免が継続されるということであります。

以上です。

2 番（横山秀人君） 分かりました。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第33号 深谷地区産業団地整備旧飯舘校等解体工事（Ⅱ期）請負契約について

議長（佐藤眞弘君） 日程第7、議案第33号深谷地区産業団地整備旧飯舘校等解体工事（Ⅱ期）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） この解体事業ですけれども、これで解体、そういうものは全て完了となるのかなと思いますけれども、今回の入札結果、ほかの7者と比べてかなり低いんですけども、心配はないのかと思っていますところです。その件が1点と、あと産業団地における造成などの計画、整備全体の終了は、造成全体の終了はいつになるのか。

あとは、現状でのもし、村への進出企業の申出があるのであれば、お知らせ願いたい。

総務課長（村山宏行君） 私からは入札の結果の部分についてでございます。

別添の資料ということでお配りしましたように、今回落札しました業者が、予定価格からすると半分以下という、そういう入札でございました。これについて心配はないのかと

いうことでありますが、落札した業者、いわゆる今回、解体処理ということでございますので、その処理施設を自前で持っているというところが大きく左右したのかなと思っております。なお、適切な管理、それから解体工事が進むように指導はしてまいります。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区産業団地の全体的な造成の終了見込みはということではありますが、造成と併せて橋梁の工事とか、そういった部分も含め、全体的に終わるのは令和8年度から10年度まで、3か年程度はかかるのではないかと今のところは見込んでいっているところであります。工事の状況によって延びる場合もありますし、またできれば部分的にでも使えるようになれば、そういったところについては活用してまいりたいと考えているところであります。

あと、現在のところの進出企業の申入れ状況はということではありますが、現在のところ見込みはまだ立っている業者等はございません。具体的な業者はございません。

以上でございます。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤眞弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第3回飯舘村議会臨時会を閉会します。

（午前11時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年4月24日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 佐藤 勝見

同 会議録署名議員 横山 秀人